

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

川南町「豊かな自然を活かした」地域再生計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

川南町

3. 地域再生計画の区域

宮崎県児湯郡川南町の全域

4. 地域再生計画の目標

川南町は、宮崎県のほぼ中央部に位置し、西に上面木山、東に日向灘を臨み、西高東低の緩やかな傾斜をなす町である。人口は、17,729人（平成17年3月31日現在）、面積は、90.27平方キロメートルで、町の中央部には、2級河川平田川が流れている。

本町の海岸部にある通浜地区には、県内でも有数の水揚高を誇る川南漁港があり、一本釣りをはじめ、延縄、曳縄、底曳網を中心とした沿岸漁業が行われている。

また、新橋地区にある新橋溜池周辺には、国指定天然記念物の川南湿原植物群落があるため、希少湿原動植物の保護に力を入れている。

しかし、近年、人口の約四分の一が集中している町の中心部及びその周辺における未処理生活雑排水の垂れ流しにより、河川や海水が汚濁し、藻場の減少等によって漁場が減少しており、漁獲高が減少傾向にある。新橋溜池においても、未処理生活雑排水の流入による富栄養化等によって一部の植物が絶滅するなど、湿原動植物の減少が進んでおり、公共用水域の水質保全並びに自然環境の保護対策が喫緊の課題となっている。

そのため、漁礁の設置や稚魚の放流を行い、海洋資源の枯渇を防いでいるほか、平成10年度には、「豊かな海は豊かな森から生まれる」というコンセプトの下、20ヘクタールの山野に約6万本の広葉樹の植樹を行ったところである。

以来、広葉樹については、いわゆる「漁民の森」の整備として、毎年1回、町民参加による下草刈作業を行っており、現在では、一定の大きさにまで成長している。広葉樹の落葉でできた腐葉土に雨水が浸透することで、栄養分豊富な水が海に流れ込み、藻場の回復や魚介類のえさとなるプランクトンを育てることから、この「漁民の森」の育成をさらに進め、豊かな海洋環境の再生を図っていくことが期待されている。

また、川南湿原植物群落保護のため、平成16年度から新橋溜池周辺の環境整備事業に取り組み、希少湿原動植物の保護と絶滅種の復元、湿原の園路整備等による自然観察

や憩いの場としての整備を進めている。

平成元年には、水質汚濁の根本的な原因である生活雑排水を処理し、水環境及び豊かな自然環境を再生するため、通浜地区で漁業集落排水事業に取り組み、平成5年に供用を開始した。また、平成4年からは、個人設置型浄化槽の整備を町内全域で行ったほか、平成9年からは、町の中心部で公共下水道事業を展開し、平成16年3月に一部地域で供用を開始した。これらの取組により、平成16年度末の汚水処理人口普及率は、43.6%にまで達したものの、依然として低い状況にある。

このため、汚水処理施設整備交付金を活用し、仲原及び新橋地区の公共下水道整備を集中的に行うとともに、その他の周辺地域において、個人設置型浄化槽の整備を進めることにより、生活雑排水を処理し、河川や溜池、その流末である日向灘の汚濁防止を図る。また、関連事業として、川南湿原植物群落の環境整備と海洋資源の再生に資する事業を行い、公共用水域の水質保全と豊かな自然環境の再生を図る。

これにより、自然と人との共生を基本にしつつ、自然と田園環境を活かした潤いのある地域の再生を図る。

(目標1) 汚水処理施設整備の促進

(汚水処理人口普及率を43.6%から56.9%に向上)

(目標2) 川南湿原植物群落における自然学習会開催等による湿原来訪者の増加

(来訪者目標年間5千人)

(目標3) 溜池に堆積した枯れ草除去による絶滅種の復元

(川南湿原固有種で絶滅種であるヒュウガホシクサの復元)

(目標4) 川南漁港における沿岸漁業の水揚高増加

(水揚高 620t (16年度実績) から630tに増加)

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

川南町仲原及び新橋地区の公共下水道事業を集中的に整備することにより、平田川の浄化及び新橋溜池への未処理生活雑排水の流入を抑止し、湿原動植物の保護を図る。

さらに、公共下水道整備が困難な地域の生活雑排水を処理するため、個人設置型浄化槽の整備を町内全域で行い、公共用水域の水質保全を図る。

このほか、関連事業の国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業により、平成20年度を目標に、新橋溜池遠浅浚渫工事、湿原外周フェンス設置工事、湿原園路設置工事、案内看板設置工事等を行い、川南湿原植物群落の保護及び自然観察の場、憩いの場としての整備を行う。

また、豊かな海洋環境の再生のため、漁礁の設置や稚魚の放流を行い、海洋資源の枯

渴を防止するとともに、「漁民の森」についても、さらに育成を推進する。

なお、下水道事業は、平成16年11月に認可を受けた区域の整備を行う。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

(1) 汚水処理施設整備交付金を活用する事業

[事業主体]

- ・川南町

[施設の種類]

- ・公共下水道、浄化槽（個人設置型）

[事業区域]

- ・公共下水道 川南町仲原、出水原、新橋及び網ヶ別府地区
- ・浄化槽（個人設置型）町内全域（公共下水道及び漁業集落排水の区域を除く）

[事業期間]

- ・公共下水道 平成17年度～21年度
- ・浄化槽（個人設置型） 平成17年度～21年度

[事業量]

- ・公共下水道 $\phi 75 \sim 250$ 11, 100m
(うち、単独2, 130m)
処理場 1箇所（水処理施設1系列）
- ・浄化槽（個人設置型） 計 262基

なお、各施設による新規の処理人口は次の通り。

公共下水道 仲原、出水原、新橋及び網ヶ別府地区で1, 420人、
浄化槽（個人設置型） 町内全域で920人

[事業費]

- ・公共下水道 977, 400千円
(うち、単独 86, 800千円)
(うち、交付金 458, 800千円)
- ・浄化槽（個人設置型） 95, 524千円
(うち、交付金 31, 840千円)
- ・合計 1, 072, 924千円
(うち、単独 86, 800千円)
(うち、交付金 490, 640千円)

5-3 その他の事業

(支援措置を伴わない事業)

(1) 国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業

平成16年度から平成20年度を目標に、新橋溜池遠浅浚渫工事、湿原外周フェンス設置工事、湿原園路設置工事、案内看板設置工事等を行い、川南湿原植物群落の保護、絶滅種の復元及び自然観察の場、憩いの場の整備を行う。

また、自然学習の一環として、町内の小・中学生を対象に湿原植物の学習会などを行うほか、植物が見ごろの時期に観察会を行い、湿原植物への関心、知識の普及を図るとともに、希少植物の盗掘被害などの発生を防ぐ。

(2) 「豊かな海」の再生

海洋資源の枯渇を防ぐ事業として、漁礁の設置やヒラメ・マダイ・アワビなど、稚魚の放流を行う。

また、平成10年に植樹した「漁民の森」の育成を図り、豊かな森から豊かな海を作る環境を整える。

6. 計画期間

平成17年度～21年度

7. 目標達成状況に係る評価に関する事項

計画終了後、4に示す数値目標に照らし、状況を調査・評価し、町の広報紙及びホームページにて公表する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

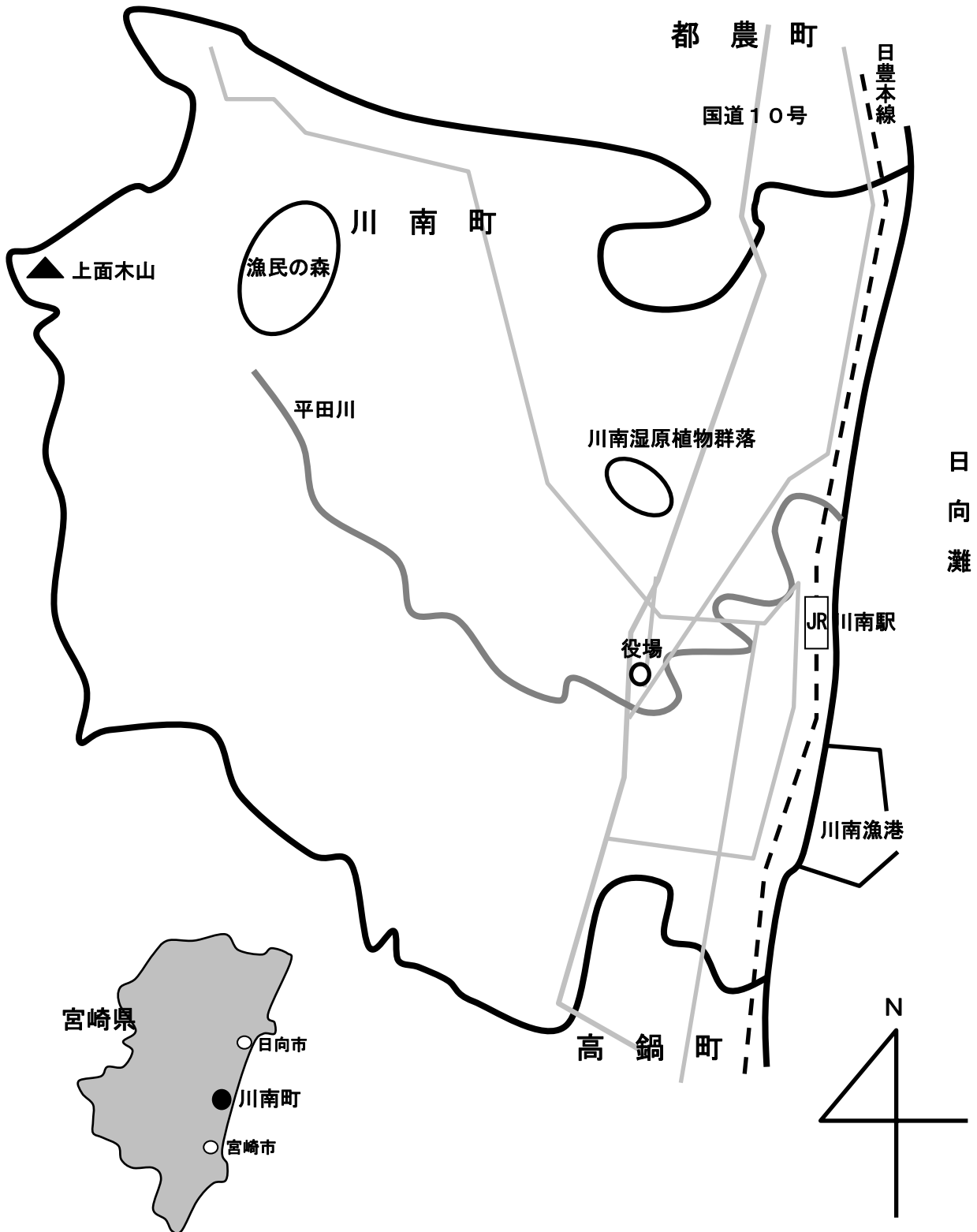
汚水処理施設整備計画については、最新のデータに基づいて施設計画を再検討したものであり、既存の「第2次宮崎県生活排水対策総合基本計画」(都道府県構想)に掲載された計画と異なる計画としたため、次回の都道府県構想見直し時に反映することとする。

添付資料の一覧

- 1 地域再生計画の区域
- 2 汚水処理施設整備交付金による整備箇所
- 3 地域再生計画の工程表及びその内容
- 4 地域再生計画のイメージ図

(添付資料1)

地域再生計画の区域 (川南町全域)



(添付資料 3)

地域再生計画の工程表及びその内容

		H17	H18	H19	H20	H21	
支援措置	汚水処理施設整備 交付金の活用	○汚水処理施設の一体的整備 ・公共下水道（仲原・出水原・新橋・網ヶ別府地区の面整備及び処理施設の増設） ・浄化槽 個人設置型（下水道及び集排区域を除く町内全域）					「豊かな自然を活かした」地域の再生
関連事業		○関連事業 ・国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業 溜池遠浅浚渫工事（H16） 湿原外周フェンス設置工事（H16） 湿原園路設置工事（H17～） 案内看板設置工事（H17～） 町内小・中学生を対象とした湿原植物学習会の実施 湿原植物観察会の実施 ・「豊かな海」の再生 漁礁の設置や稚魚の放流を行い、海洋資源の枯渇を防ぐ。 「漁民の森」の育成を図り、豊かな森から豊かな海を作る環境を整える。					

・汚水処理施設整備交付金事業

平成17年度より、仲原地区の管きょ約2,580mとマンホール形式ポンプ場1箇所、出水原地区の管きょ約300m、新橋地区の管きょ約5,700mとマンホール形式ポンプ場1箇所、網ヶ別府地区の管きょ約2,520mとマンホール形式ポンプ場1箇所を下流側から整備を行う。

処理場への流入量の推移を見ながら、平成19年度に処理場水処理施設の詳細設計を行い、平成20年度から水処理施設の建設を行う。

また、下水道整備が困難な地域の汚水処理を個人設置型浄化槽で整備を行う。

・国指定天然記念物川南湿原植物群落整備事業

平成16年度より実施している標記事業においては、平成20年度を目標に、湿原園路設置工事、案内看板設置工事を行い、自然学習・憩いの場として、湿原の周辺環境整備事業を行う。

・「豊かな海」の再生

漁礁の設置や稚魚の放流により、海洋資源の枯渇を防ぐ。

また、平成10年度に植樹した「漁民の森」の育成を図り、豊かな森から豊かな海を作る環境を整える。